

おかざき健康マイレージ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県が行う「あいち健康マイレージ事業」の協働事業として実施するおかざき健康マイレージ事業（以下「事業」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 健康おかざき21計画（第2次）の基本目標である「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」のために、市民の主体的な健康づくりへの動機付け支援を行い、健康的な生活習慣の定着を目指すとともに、企業・団体等との連携による健康づくりを支える環境の整備を促進する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 優待カード「My C a（まいか）」

愛知県が発行し、岡崎市が一定以上のマイレージ（以下「ポイント」という。）獲得者に対して交付する優待カード（以下「まいか」という。）をいう。

(2) 協力店

あいち健康マイレージ事業に協力し、まいかの提示者に特典（サービス）を提供する店舗及び施設をいう。協力店の認定は愛知県が行う。

(3) チャレンジシート

ポイントを獲得するための健康づくりメニューへの取組を記録する用紙をいう。

(4) アプリ

事業に参加する者（以下「参加者」という。）が、自身のスマートフォンにダウンロードした、ポイントを獲得するための専用のアプリをいう。

(実施主体)

第4条 本事業は、愛知県及び西尾保健所と協働して、岡崎市（以下「市」という。）が行うものとする。

(対象者)

第5条 対象者は別表1に定めるものとする。

(対象事業)

第6条 事業の対象となる健康づくりメニューは、別表2に定めるものとする。

(事業への参加)

第7条 事業への参加は別表1に定めるものとする。

(ポイントの付与)

第8条 ポイントは第6条に定める健康づくりメニューを実施した場合に、別表2に定める所定のポイントを付与するものとする。

2 年度内に獲得したポイントは翌年度に繰り越すことはできないものとする。

(参加の取消)

第9条 市は、参加者が次の各号に該当する場合は、事業への参加を取り消すことができるものとする。

- (1) 参加者が第5条に該当しない場合
- (2) 健康づくりメニューの実施について虚偽の申出を行った場合

(まいかの交付及び景品抽選等の応募)

第10条 まいかの交付及び景品抽選等の応募は、別表3に定めるものとする。

(景品の抽選)

第11条 市は、景品抽選の応募数が賞品の数を超えるときは、抽選により当選者を決定するものとする。

(景品の贈呈)

第12条 景品及び参加賞の贈呈は、保健政策課において行うものとする。また、景品及び参加者の贈呈に際しては、チャレンジシートの記載内容又は入力内容を確認するものとし、不正又は虚偽の申請があった場合には、当選を取り消すものとする。

(参加者に関する情報の管理)

第13条 参加者に関する情報の管理は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業に参加した市民のチャレンジシートは当該年度末まで保管の上、個人情報に十分配慮して破棄するものとする。
- (2) アプリ内の参加者に関する情報は、岡崎市ウォーキングアプリシステム構築業務仕様書に準じて適切に保管することとする。

(免責)

第14条 参加者は、事業に参加するに当たり、万一の事故の場合は、自己の責任とし、市は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度おかざき健康マイレージ実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

おかざき健康マイレージ事業参加者及び参加方法

		参加条件	参加方法
一般	[アプリ] OKAZAKI♥まめぼ	・当該年 4 月 1 日時点で、岡崎市在住、在勤、在学の 15 歳以上の者 ・アプリによるまいか申請時及び景品抽選応募時に岡崎市内在住、在勤又は在学の者 ※一部の景品抽選は、市外の者も対象とする。	自身のスマートフォンでアプリをダウンロードし、アプリの手順に従い、初期登録を行う。
	[紙版チャレンジシート]	当該年 4 月 1 日時点で、岡崎市在住、在勤、在学の 15 歳以上の者のうち、アプリを利用できない者 ・チャレンジシート提出時に岡崎市在住、在勤、在学の者	チャレンジシートを入手し、必要事項を記入の上、歩いた歩数及び歩数に応じたポイントを自ら記載する。
子ども	おかざき健康子まめチャレンジ	・当該年 4 月 1 日時点で 5 歳以上 15 歳未満の者 ・チャレンジシート提出時に岡崎市内在住、在学又は在園の者	チャレンジシートを入手し、必要事項を記載する。

別表 2

おかざき健康マイレージ事業の健康づくりメニュー一覧表

1 一般[アプリ]

健康づくりメニュー	基準	ポイント (P)
歩数ポイント	・アプリをダウンロードしたスマートフォンで自動計測された歩数によって自動的に付与される ・獲得ポイント＝歩数/1,000、小数点以下の端数は切り捨てる ・1日の最高獲得ポイントは10ポイントとする	1,000 歩 で1 P
歩数目標達成ポイント	・初期設定時に下限 3,000 歩、上限 15,000 歩の中で一日の目標歩数を設定し、一日の歩数が目標歩数を達成する ・1日の最高獲得ポイントは1ポイントとする	目標歩数 達成で1 P
リアルウォークコース制覇ポイント	・アプリに実装されているリアルウォークコースのチェックポイント全てにチェックインする ・同一コース制覇でポイントが獲得できるのは、1日に1回のみとする	1 コース 当たり 5 P
検診（健診）ポイント【がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・子宮・乳・骨粗しょう症）・健康診断・歯周疾患健診】	・受診した健診（検診）の受診日と受診場所、項目を記録する ・記録できる健診（検診）は、当該年度内に受診したものであることとする ・同一項目を年度内に複数回受診している場合であっても、ポイント対象となるのは1回のみとする	各 5 P

2 一般[紙版チャレンジシート]

健康づくりメニュー	基準	ポイント (P)
歩数ポイント	・歩数計等で歩数を測定し、チャレンジシートに記入する ・獲得ポイント＝歩数/1,000、小数点以下の端数は切り捨てる ・1日の最高獲得ポイントは10ポイントとする	1,000 歩 で1 P
歩数目標達成ポイント	・初期設定時に下限 3,000 歩、上限 15,000 歩の中で一日の目標歩数を設定し、一日の歩数が目標歩数を達成する ・1日の最高獲得ポイントは1ポイントとする	目標歩数 達成で1 P

3 子ども

健康づくりメニュー	基準	ポイント (P)
1 早寝をする	・1は目指す就寝時間を各自で設定し、実施する ・健康づくりメニューの1から3までを実施したか否かを○（実施した）又は×（実施しなかった）で記録する ・1日最高3ポイント獲得	各 1 P
2 1日2回以上 歯みがきをする		
3 朝食で野菜を 食べる		

別表 3

まいか交付、景品抽選応募等

対象		応募条件等	
一般	[アプリ]	まいか 交付	・歩数目標達成ポイントが 50 ポイント以上で応募できる（ポイントの減算なし） ・まいか交付は、年度内に一人 1 回とする ・紙版まいかの保有の有無にかかわらず、有効期限は参加者の交付申請日から 1 年とする
		景品 抽選	・別表 1 の累計ポイントによって応募できる ・必要なポイントは景品によって異なり、そのポイントは別で定める
	[紙版 チャレンジ シート]	まいか 交付	・歩数ポイントと歩数目標達成ポイントの合計が 100 ポイント以上で応募できる ・まいか交付は、年度内に一人 1 回とする ・有効期限は提出月の翌月末とする（有効期限内のまいかを保有している場合は、保有しているまいかの有効期限を 1 年延長する）
子ども		まいか 交付	・1 枚のチャレンジシートで合計 50 ポイント以上貯めた場合に応募できる ・まいか交付は、年度内に一人 1 回とする ・紙版まいかの保有の有無にかかわらず、有効期限は参加者の交付申請日から 1 年とする
		参加賞	・合計 50 ポイント以上貯めた場合、ひと月に 1 枚応募できる
		景品 抽選	・子まめチャレンジに参加している子どもの保護者がアプリをダウンロードし、チャレンジシートに kid を記載すると、ダブルチャンスの景品抽選に自動エントリーされる